
資料編

| | |
|----------------------------------|-----|
| 1 取組一覧表 | 103 |
| 2 策定体制 | |
| (1) 組織体系 | 109 |
| (2) 宇都宮市社会福祉審議会 | 110 |
| (3) 庁内策定組織 | 117 |
| 3 宇都宮市社会福祉審議会からの提言書 | 119 |
| 4 策定経過 | 127 |
| 5 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例 | 128 |

*** ご存じですか? ***
やさしさをはぐくむ様々なマーク

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す
国内で使用されているマーク

介護マーク



介護中であることを周囲に
理解していただくためのマ
ーク

1 取組一覧表

基本目標 1 福祉のこころをはぐくむ人づくり

★……主要取組（指標設定あり） ☆……主要取組（指標設定なし）

基本施策(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

| 施策① 市民意識の啓発 | | | 指標 | 目標値 | |
|-------------|---|---------------------------------|------------------|-------------|---------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.1 | ★ | こころのユニバーサルデザイン運動の推進 | 障がい者等シンボルマークの認知度 | 49.0% | 59.0% |
| No.2 | | やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり表彰の実施 | — | — | — |
| No.3 | ★ | 認知症周知啓発の実施 | 認知症サポーター数 | 31,000人 | 46,000人 |
| No.4 | | 地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実 【拡充】 | — | — | — |
| No.5 | ☆ | 障がいを理由とする差別解消の促進 | — | — | — |
| No.6 | | 発達障がい理解のための普及啓発事業の推進 | — | — | — |
| 施策② 交流活動の促進 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.7 | ★ | 宇都宮市民福祉の祭典の実施 | 「宇都宮市民福祉の祭典」来場者数 | 10,000人 | 10,000人 |
| No.8 | | 障がい者交流事業の実施 | — | — | — |
| No.9 | | 障がい児交流事業の実施 | — | — | — |

基本施策(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

| 施策① 福祉教育の推進 | | | 指標 | 目標値 | |
|-------------|---|------------------------|---|---------------|----------------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.10 | | 小中学校における障がいへの理解促進事業の充実 | — | — | — |
| No.11 | ★ | 宮っ子心の教育の推進 | 「学習と生活についてのアンケート」（市内児童・生徒対象）における「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の設問に「当てはまる」と回答した中3生徒の割合 | 92.0% | 95.0%以上 |
| No.12 | ★ | 体験型の出前福祉共有講座の充実 | 市社協の出前福祉共有講座の開催回数・受講者数（年間） | 98回 3,926人 | 112回 4,200人 |

| 施策② 福祉に関する 人材の育成 | | | 指標 | 目標値 | |
|---------------------|---|---------------------------------|--|-------------|----------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.13 | | 社会福祉事業者研修会の開催 | — | — | — |
| No.14 | ★ | 障がい者の意思疎通支援の充実 | 障がい者のコミュニケーション支援のための各種奉仕員（音訳、点訳、手話）養成講座の受講者数（年間） | 76人 | 86人 |
| No.15 | | 地域における健康づくり推進員の育成 | — | — | — |
| No.16 | | 教育・保育施設の保育士等の資質・専門性の向上のための研修の充実 | — | — | — |
| No.17 | ★ | ボランティア養成講座の充実 | ボランティア養成講座数・延参加者数（年間） | 6講座・320人 | 6講座・342人 |

基本目標 2 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策(1) 社会参画の促進

| 施策① 生きがいづくりの支援 | | | 指標 | 目標値 | |
|----------------|---|-----------------------------|-------------------|-------------|---------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.18 | ★ | 高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 | みやシニア活動センター事業参加者数 | 7,300人 | 13,500人 |
| No.19 | | 障がい者の文化・スポーツ講座事業の充実 | — | — | — |
| No.20 | | 全国障がい者スポーツ大会の開催【新規】 | — | — | — |
| No.21 | | 生涯学習センター等の事業への参加促進 | — | — | — |

| 施策② 就業機会の確保 | | | 指標 | 目標値 | |
|-------------|---|----------------------|---------------------------------------|-------------|--------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.22 | ★ | 生活困窮者等への就労支援事業の充実 | 生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの一体的実施事業）の就職率 | 65.0% | 65.0% |
| No.23 | | 高齢者・団塊世代に対する就業支援 | — | — | — |
| No.24 | ★ | 障がい者の一般就労への支援の充実【拡充】 | 一般就労に移行した障がい者の延人数 | 78人 | 112人 |
| No.25 | | ひとり親家庭等への支援充実 | — | — | — |

基本施策(2) 多様な福祉サービスの充実

| 施策① 情報提供の充実 | | | 指標 | 目標値 | |
|----------------------|---|---------------------------|---|-------------|---------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.26 | | 広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進 | — | — | — |
| No.27 | ★ | 出前保健福祉講座の充実 | 出前保健福祉講座の実施回数 | 100回 | 100回 |
| No.28 | | 各種福祉サービスのしおり作成・配布 | — | — | — |
| No.29 | | 子育て家庭に対する利用者支援事業の推進 | — | — | — |
| 施策② 保健と福祉に関する相談支援の充実 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.30 | ★ | 保健と福祉のサービス提供活動の充実 | 保健と福祉の個別支援件数(年間) | 8,800人 | 10,000人 |
| No.31 | ★ | 地域包括支援センター機能の充実【拡充】 | 事業評価において実施状況がすべての項目において「概ねできている」以上である地域包括支援センターの数 | — | 25センター |
| No.32 | | 障がい者への地域相談支援体制の充実 | — | — | — |
| No.33 | | 子どもの発達に関する相談の推進 | — | — | — |
| No.34 | | 子育て世代包括支援センターにおける支援の充実 | — | — | — |
| No.35 | ★ | 生活困窮者自立相談支援事業の充実 | 生活困窮者自立相談支援事業における就労支援対象者の就労・増収率 | 75.0% | 75.0% |
| No.36 | | 総合相談センターの利用促進 | — | — | — |
| 施策③ 福祉サービスの質の向上 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.37 | | 市福祉サービスの苦情相談・解決システムの適切な運用 | — | — | — |
| No.38 | ☆ | 福祉施設における指導・監督の充実 | — | — | — |
| 施策④ 権利擁護の充実 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.39 | ☆ | 虐待・DV防止対策の強化 | — | — | — |
| No.40 | | 障がい者自立支援協議会の運営 | — | — | — |

| | | | | | |
|------------------------|---|-------------------------------|-----------------|-------------|--------|
| No.41 | | 日常生活自立支援事業の利用促進 | — | — | — |
| No.42 | | 成年後見制度の推進 | — | — | — |
| No.43 | | 法人後見人等育成の支援 | — | — | — |
| No.44 | | 生活困窮者世帯等への学習支援 | — | — | — |
| 施策⑤ 福祉ネットワークの強化 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.45 | ☆ | 「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置【新規】 | — | — | — |
| No.46 | ★ | 在宅医療・介護連携の推進(地域療養支援体制の整備)【拡充】 | 在宅療養に関する講座の参加者数 | 500人 | 2,250人 |
| No.47 | | 障がい者への地域生活移行支援 | — | — | — |
| No.48 | | 自殺予防・こころの健康づくり対策 | — | — | — |
| No.49 | | 医療・健康福祉分野と産業界との連携促進 | — | — | — |

基本施策(3) 快適な生活基盤の計画的な整備

| | | | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|--------------------------|-------------|---------|
| 施策① 身近な移動環境や生活利便性の向上 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.50 | ★ | 拠点等への居住や生活利便施設の集積促進 | 都市拠点・地域拠点に誘導する生活利便施設の充足率 | 82.3% | 85.4% |
| No.51 | ★ | 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築 | 公共交通カバー率(人口) | 89.8% | 90.1% |
| No.52 | ☆ | ベンチのあるまちづくりの推進【新規】 | — | — | — |
| 施策② 公共的施設等のバリアフリーの推進 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.53 | ★ | 市有施設のバリアフリーの推進 | 市有施設のエレベーター整備数(累計) | 49施設 | 54施設 |
| No.54 | | 公共的施設のバリアフリーの推進 | — | — | — |
| No.55 | ★ | 道路のバリアフリーの推進 | 歩道の点字ブロック設置延長 | 47,832m | 48,142m |
| No.56 | | 市営住宅バリアフリー事業の推進 | — | — | — |
| No.57 | ★ | 公園のバリアフリーの推進 | 公園整備(出入口, 園路, 水飲み器等の整備)数 | 148箇所 | 186箇所 |
| No.58 | ★ | LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進【拡充】 | ノンステップバスの導入率 | 53.2% | 69.0% |
| No.59 | | 一般住宅のバリアフリーの推進 | — | — | — |
| No.60 | | 障がい者用駐車スペースの適正利用の促進 | — | — | — |

基本目標 3 共に支え合う地域社会づくり

基本施策(1) 市民の主体的な地域活動への支援

| 施策① 地域における活動への支援 | | | 指標 | 目標値 | |
|-------------------|---|----------------------------|-----------------------|------------------|------------------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.61 | ★ | まちづくり活動応援事業の推進【新規】 | まちづくり活動応援事業への延参加者数 | — | 17,000人 |
| No.62 | ★ | 高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進 | 高齢者等地域活動支援ポイント事業参加者数 | 13,200人 | 22,500人 |
| No.63 | ★ | まちづくりセンターにおける市民活動支援 | まちづくりセンター登録団体数 | 276団体 | 325団体 |
| No.64 | ★ | ボランティアセンターの充実 | ボランティアセンター登録団体数・登録個人数 | 330団体 11,000人 | 357団体 12,810人 |
| No.65 | | 市民活動助成事業の促進【拡充】 | — | — | — |
| No.66 | | 自治会加入促進 | — | — | — |
| No.67 | | 民生委員児童委員活動等に対する支援 | — | — | — |
| No.68 | | 福祉協力員活動の推進 | — | — | — |
| No.69 | | 介護予防事業の充実 | — | — | — |
| No.70 | ★ | 介護予防・日常生活支援総合事業の実施【拡充】 | 生活支援サービスを提供する事業者団体数 | 200団体 | 230団体 |
| No.71 | | 福祉のまちづくり計画(小地域福祉活動計画)の策定支援 | — | — | — |
| No.72 | | 安心・安全情報キット配付事業の推進 | — | — | — |
| No.73 | | 寄附による社会貢献の推進 | — | — | — |
| 施策② 地域交流の場づくりへの支援 | | | 指標 | 目標値 | |
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.74 | | 社会福祉施設における地域交流の推進 | — | — | — |
| No.75 | ★ | ふれあい・いきいきサロン事業の推進 | ふれあい・いきいきサロン設置か所数 | 260か所 | 360か所 |

基本施策(2) 共に支え合う地域ネットワークづくり

| 施策① 地域の多様なネットワーク機能の充実 | | | 指標 | 目標値 | |
|-----------------------|---|-------------------------|----|-------------|--------|
| | | | | 2017(H29)年度 | 2022年度 |
| No.76 | ☆ | 多機関の協働による包括的支援体制の構築【新規】 | — | — | — |

| | | | | | |
|-------|---|-------------------|---------------------------------|---------|---------|
| No.77 | | コミュニティワークの推進 | — | — | — |
| No.78 | | 地域まちづくり組織の連携強化の促進 | — | — | — |
| No.79 | ★ | 災害時要援護者支援事業の推進 | 災害時要援護者台帳共有地区数 | 31地区 | 39地区 |
| No.80 | | 地域における見守り体制の充実 | — | — | — |
| No.81 | ★ | 生活支援体制整備事業の実施【拡充】 | 地域における支え合い活動の充実を図るための第2層協議体の設置数 | 5か所 | 39か所 |
| No.82 | ★ | 宮っ子ステーション事業の推進 | 放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数（年間） | 25,400人 | 34,000人 |

*** ご存じですか? ***

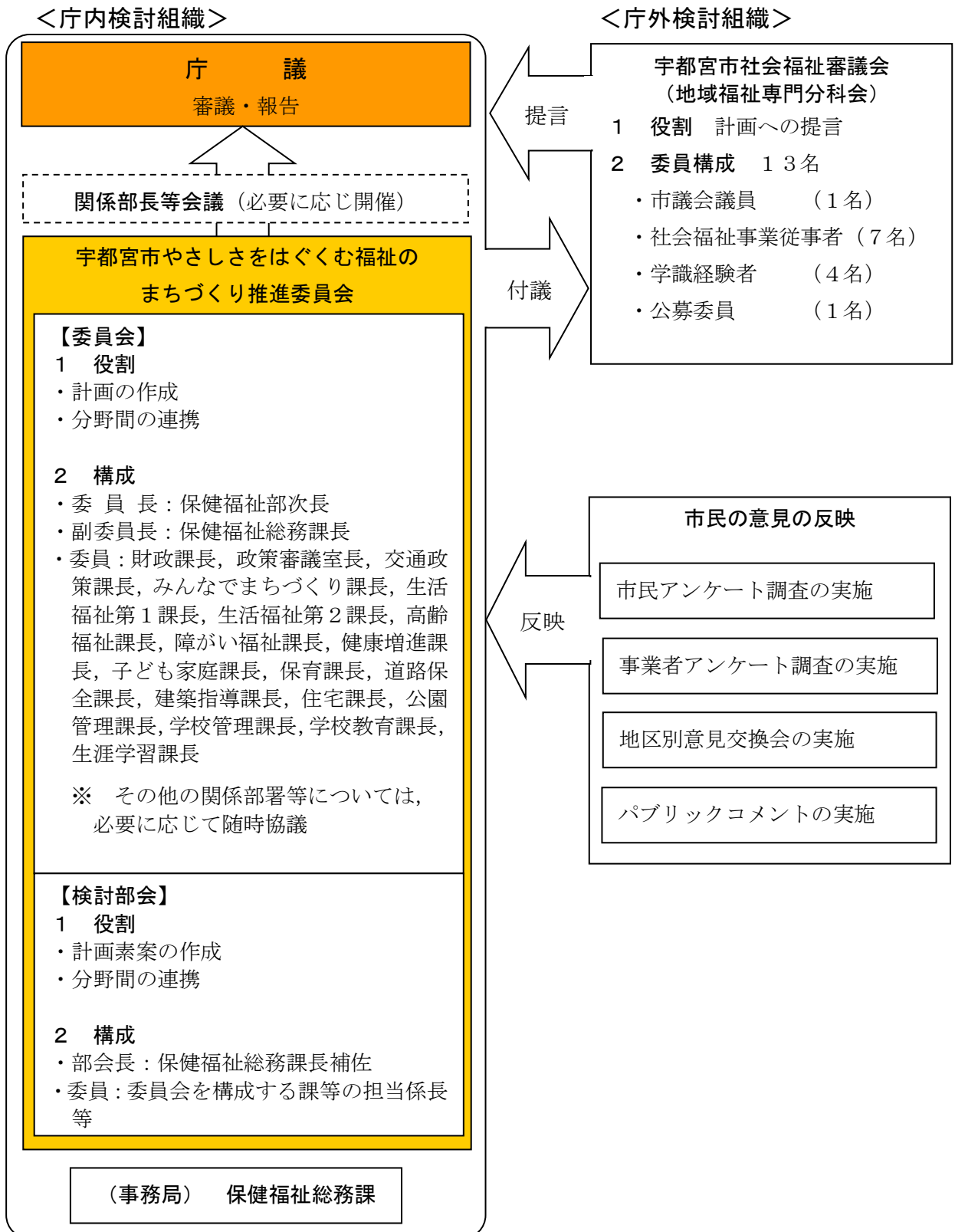
バリアフリー施設整備基準「適合証」



「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の整備基準に従い、バリアフリーに配慮して建てられた建物に対し、市が交付するものです。

2 策定体制

(1) 組織体系



(2) 宇都宮市社会福祉審議会

① 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

条例第19号

改正 平成12年6月第43号

平成26年3月第10号

平成28年9月第47号

宇都宮市社会福祉審議会条例（平成7年条例第47号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平12条例43・平26条例10・一部改正）

（所掌事務）

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

（平28条例47・追加）

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

（平26条例10・全改，平28条例47・旧第2条繰下）

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平28条例47・旧第3条繰下）

（委員長の職務を行う委員）

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（平28条例47・旧第4条繰下）

（会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平28条例47・旧第5条線下)

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（この項において民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあつては委員）の互選によりこれを定める。

3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあつては委員）が、その職務を代理する。

(平28条例47・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

(平28条例47・旧第7条線下)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月27日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日条例第47号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

② 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

改正 平成28年9月第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(平28規則51・一部改正)

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日規則第51号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

③ 宇都宮市社会福祉審議会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

（1）民生委員審査専門分科会 10人以内

（2）障害者福祉専門分科会 15人以内

（3）高齢者福祉専門分科会 20人以内

（4）地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（平成14年・一部改正）

（平成15年・一部改正）

（平成17年・一部改正）

（平成26年・一部改正）

（専門分科会の決議）

第2条の2 専門分科会（民生委員専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

（平成17年・追加）

（審査部会）

第3条 審査部に審査部会長を置き、その審査部に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(平成17年・一部改正)

(審査部の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条の規定による医師の指定の取消し

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定

(4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新

(5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告

(6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令

(7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止

(8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平成17年・一部改正)

(平成18年・一部改正)

(平成30年・一部改正)

(回覧審査)

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

(平成17年・一部改正)

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

④ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）委員（平成30年3月現在）

| | 団体名称等 | 役職名 | 氏名 | 所属専門分科会 | | | | 備考 (役職等) | |
|-----------|-------|-----------------------|--------|---------|------|-----|------|-------------|-------|
| | | | | 民生 | 障がい者 | 高齢者 | 地域福祉 | | |
| 市議会議員 | 1 | 宇都宮市議会議員 | | 篠崎 圭一 | | | ○ | | |
| | 2 | 宇都宮市議会議員 | | 福田 智恵 | | | ○ | | |
| | 3 | 宇都宮市議会議員 | | 金子 武蔵 | ○ | | | | |
| | 4 | 宇都宮市議会議員 | | 高橋 美幸 | | ○ | | | |
| 社会福祉事業従事者 | 5 | 宇都宮介護者の会 | 会長 | 三條 安子 | | | ○ | | |
| | 6 | 宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター | センター長 | 渡辺 弘一 | | ○ | | | |
| | 7 | 宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会 | 理事 | 唐木 成仁 | | | ○ | | |
| | 8 | 宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会 | 会長 | 塩澤 達俊 | | | ○ | | |
| | 9 | 宇都宮市社会福祉協議会 | 会長 | 横松 薫 | ○ | | ○ | ○ | |
| | 10 | 宇都宮市障害者福祉会連合会 | 会長 | 麦倉 仁巳 | | ◎ | | ○ | |
| | 11 | 宇都宮市知的障害者育成会 | 理事長 | 鈴木 勇二 | | ○ | | ○ | |
| | 12 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 会長 | 檜山 和子 | | | ◇ | ○ | 職務代理者 |
| | 13 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 副会長 | 影山 房與 | | ○ | | | |
| | 14 | 宇都宮市老人クラブ連合会 | 会長 | 束原 勸 | | | ○ | ○ | |
| | 15 | 宇都宮精神保健福祉会 | 会長 | 興野 憲史 | | ○ | | ○ | |
| | 16 | 栃木県障害施設・事業協会 | 理事 | 中澤 和男 | | ○ | | | |
| | 17 | 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 | 会長 | 浜野 修 | | | ○ | ◇ | |
| | 18 | 栃木県老人福祉施設協議会 | 会長 | 大山 知子 | ◇ | | ○ | | |
| 学識経験者 | 19 | 宇都宮市医師会 | 副会長 | 齋藤 公司 | | ○ | | | |
| | 20 | 宇都宮市医師会 | 理事 | 依田 祐輔 | | | ○ | | |
| | 21 | 宇都宮市歯科医師会 | 副会長 | 生井 俊一 | | | ○ | | |
| | 22 | 宇都宮市歯科医師会 | 理事 | 清水 力 | | ○ | | | |
| | 23 | 宇都宮市自治会連合会 | 副会長 | 田野實 和夫 | ○ | | ○ | ○ | |
| | 24 | 宇都宮市小学校長会 | 校長 | 高野 英司 | ○ | | | | |
| | 25 | 宇都宮市女性団体連絡協議会 | 会長 | 金枝 右子 | ○ | | | ○ | |
| | 26 | 宇都宮市青少年育成市民会議 | 会長 | 鎌倉 三郎 | ○ | | | | |
| | 27 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 前会長 | 山口 建一 | ◎ | | | | |
| | 28 | 宇都宮人権擁護委員協議会 | 委員 | 竹井 誠 | ○ | | | | |
| | 29 | 宇都宮大学教育学部 | 教授 | 池本 喜代正 | | ◇ | | | |
| | 30 | 宇都宮大学教育学部 | 教授 | 長谷川 万由美 | | | | ◎ | |
| | 31 | 宇都宮保護区保護司会 | 会長 | 下妻 久男 | ○ | | | | |
| | 32 | 宇都宮ボランティア協会 | 会長 | 松本 カネ子 | | | ○ | ○ | |
| | 33 | ㈱下野新聞社 | 総務人事部長 | 小林 裕行 | | ○ | | | |
| | 34 | 栃木県看護協会 | 会長 | 渡邊 カヨ子 | | | ○ | | |
| | 35 | 獨協医科大学 | 名誉学長 | 大森 健一 | | | ◎ | | 委員長 |
| 委員合計 | | 35名 | | | 10 | 11 | 15 | 12 | |

◎分科会長 ◇職務代理者 【敬称略】

⑤ 宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）委員（平成30年3月現在）

| | 団体名 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|-----------|-----------------------|-----|---------|-------|
| 市議員 | 宇都宮市議会議員 | | 篠崎 圭一 | |
| | 宇都宮市社会福祉協議会 | 会長 | 横松 薫 | |
| 社会福祉事業従事者 | 宇都宮市障害者福祉会連合会 | 会長 | 麦倉 仁巳 | |
| | 宇都宮市知的障がい者育成会 | 理事長 | 鈴木 勇二 | |
| | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 会長 | 檜山 和子 | |
| | 宇都宮市老人クラブ連合会 | 会長 | 東原 勸 | |
| | 宇都宮精神保健福祉会 | 会長 | 興野 憲史 | |
| | 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 | 会長 | 浜野 修 | 職務代理者 |
| | 宇都宮市自治会連合会 | 副会長 | 田野實 和夫 | |
| 学識経験者 | 宇都宮市女性団体連絡協議会 | 会長 | 金枝 右子 | |
| | 宇都宮大学教育学部 | 教授 | 長谷川 万由美 | 分科会長 |
| | 宇都宮ボランティア協会 | 会長 | 松本 カネ子 | |
| | 公募委員 | | 江連 功 | |

【敬称略】



【社会福祉審議会（全体会）の様子】

(3) 庁内策定組織

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会設置要領

(設置)

第1条 やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりを総合的に推進するため、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策の推進に関すること。
- (2) 推進計画の策定及び改定に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長を、副委員長には保健福祉総務課長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第5条 やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進に係る必要な事項を検討するため、委員会に、検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、部会長及び委員をもって組織する。
- 3 部会長には保健福祉総務課長補佐をもって充てる。
- 4 委員には、別表第2に掲げる関係各課の係長等をもって充てる。
- 5 部会は、部会長が召集し、会議を主宰する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| |
|--|
| 財政課長，政策審議室長，交通政策課長，みんなでまちづくり課長，生活福祉第 1 課長，生活福祉第 2 課長，高齢福祉課長，障がい福祉課長，健康増進課長，子ども家庭課長，保育課長，道路保全課長，建築指導課長，住宅課長，公園管理課長，学校管理課長，学校教育課長，生涯学習課長 |
|--|

別表第 2（第 5 条関係）

| |
|--|
| 財政課，政策審議室，交通政策課，みんなでまちづくり課，生活福祉第 1 課，生活福祉第 2 課，高齢福祉課，障がい福祉課，健康増進課，子ども家庭課，保育課，道路保全課，建築指導課，住宅課，公園管理課，学校管理課，学校教育課，生涯学習課 |
|--|

3 宇都宮市社会福祉協議会からの提言書

第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進計画 策定に係る提言

平成30年3月22日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等で構成しており、市が「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、平成29年7月28日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

本提言書は、その議論・検討の結果を踏まえ、今後の地域福祉の施策について、専門的な見地から意見を提言するものである。

地域福祉を取り巻く環境は、東日本大震災後も多発する自然災害により、地域における支え合いや助け合いがますます重要視され、一方、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯を中心とした生活保護受給世帯の増加や子どもの貧困・貧困の連鎖、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等が抱える複合的な福祉ニーズの増大など、様々な福祉課題が生じている。

また、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの構築」や、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域福祉の推進に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」など、地域福祉推進のための新たな取組も進められているところである。

このようなことから、誰もが住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの福祉意識の高揚はもとより、地域住民同士が支え合い助け合う環境を市民・事業者・行政が連携・協働して創出していくことが、より一層重要となっている。

「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定にあたっては、社会状況の変化や社会福祉制度の動向等を的確に捉え、また、栃木県が策定する「第3期栃木県地域福祉支援計画」の支援を受け、庁内の関連計画や宇都宮市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と連携を図るとともに、本審議会の提言の趣旨を十分に反映し、行政と地域住民や関係団体、事業者などが一丸となって福祉のまちづくりに取り組むことを期待するものである。

2 地域福祉を取り巻く環境の動向と対応すべき課題について

(1) 地域福祉を取り巻く環境の動向

計画の策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境や、以下の福祉に関する動向などを考慮する必要がある。

ア 国の動向

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築の推進や、地域住民や地域の多様な主体と行政の協働による全ての住民を対象とした包括的支援体制の構築を推進する地域共生社会の実現に向けた法改正・制度見直し、生活困窮者自立支援法により生活保護に至る前の自立支援策の強化・充実などが図られた。

イ 本市の現状

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加などによる、家庭機能の低下や地域のつながりの希薄化が進んでいる。また、生活困窮者の自立支援相談件数の増加や、1つの世帯で複数の課題（介護、育児、生活困窮、引きこもりなど）を抱えているケースも見られるなど、福祉課題は複雑化・多様化している。

(2) 市民意見の反映

計画の策定にあたっては、市民・事業者アンケートや市民意見交換会などにおける市民意見を十分に反映させる必要がある。

ア アンケート結果

- ・ 福祉のまちづくりへの関心が高まっている。
- ・ 日常生活における見守り・ゴミ捨てなど、ちょっとした助け合いには協力しやすいと考えている市民が多い。
- ・ 複数の悩みを抱えている市民の割合が高い。

イ 市民意見交換会結果

- ・ 幼少期から様々な人と交流することは、他者への理解を深めるとともに、思いやりの心や、やさしさの心の醸成につながる。
- ・ 福祉サービスを自ら利用しない、または、できない人がいるので、情報提供体制の充実を図っていく必要がある。
- ・ 地域の実情に合わせた交通環境を整備し、快適な移動環境の整備を図っていく必要がある。

- ・ 地域の活動団体等が連携して、地域を見守っていく体制整備を行政が支援していく必要がある。
- ・ 地域の担い手を確保・育成していくための行政の支援が必要である。

(3) 対応すべき課題

国の動向、本市の現状、アンケートや市民意見交換会での意見を踏まえ、以下の課題に対応していく必要がある。

① 思いやりの心や、やさしさの心の醸成・交流活動の促進

市民活動への参加意欲は減少した一方、福祉分野への関心は高まっており、引き続き、啓発活動・交流活動に取り組んでいく必要がある。

② 福祉教育の推進と人材発掘・育成、福祉活動への誘導

地域活動における担い手の確保が課題となっているが、市民意見からは、気軽な福祉活動への参加意欲が確認できることから、活動につなげるための情報提供やきっかけづくりなどに取り組むとともに、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、幼少期からの福祉教育を推進する必要がある。

③ 情報提供・相談機能の強化

福祉ニーズの多様化や、生活困窮・育児・介護など複数の悩みを抱えるケース等に対して、情報提供や相談機能の強化を図るとともに、多分野に対応する支援体制の構築を図る必要がある。

④ 都市基盤の計画的整備

地域の特性や周辺環境、ニーズや優先性を十分考慮しながら、公共的施設・公共交通手段・住環境など、市民にとって快適な生活基盤の整備を計画的に推進する必要がある。

⑤ 市民活動・地域団体への支援

市民活動への参加割合やボランティア団体は増加していることから、地域福祉の担い手として継続的な活動となるよう支援が必要である。

⑥ 地域ネットワークや場づくりの支援

少子高齢化や核家族化の進行により、家族機能の低下、制度の狭間、社会的孤立が課題となっているが、地域住民・事業者・行政が連携・協働して課題解決を図れるよう、地域ネットワークの構築や場づくりが必要である。

3 各施策に対する本審議会からの主な意見

各施策に対する本審議会からの主な意見を以下のとおりまとめた。各施策の策定、推進にあたっては、これらの意見を十分反映し、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

【基本目標 1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策（1）福祉のこころの醸成と交流活動の促進

- ・ バリアフリーなどのハード整備は大切だが、併せて、やさしさや思いやりの気持ちがハードで対応しきれない部分をカバーできることもある。
- ・ 相互理解のため、世代や障がいの有無に関わらず、様々な人と交流を図ることが重要である。
- ・ 障がいを理由とする差別解消の促進や、障がい者への配慮や支援を目的としたヘルプマークやヘルプカードの周知・啓発を図っていく必要がある。

基本施策（2）福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

- ・ 子どもの思いやりの心や、やさしさの心を育むために、教育行政と連携して進めていく必要がある。また、子どもへの福祉教育の推進は、親世代への波及効果も期待できる。
- ・ 市民活動への参加意欲を向上させるための取組が重要である。
- ・ 福祉教育は、学校教育と連携するとともに、未就学児にも対応していく必要がある。
- ・ 一人ひとりの福祉意識の向上が、福祉人材の育成につながる。

【基本目標 2】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策（1）社会参画の促進

- ・ 地域活動への参加が生きがいづくりのきっかけとなることもあるため、様々な地域活動への参加の機会を確保すべきである。
- ・ 若年層の生活保護受給者も増加していることから、就労などの自立支援策の強化・充実が必要である。

基本施策（2）多様な福祉サービスの充実

- ・ 複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、多様な世代や分野に対応する総合的な支援体制を構築する必要がある。

- ・ アウトリーチ（訪問出張型）による情報提供などの支援は、自ら支援を求められない人の孤立の防止等にもつながる。

基本施策（3）快適な生活基盤の計画的な整備

- ・ 高齢者や障がい者など誰もが自由に外出し、社会参画できる環境整備が必要である。
- ・ 誰もが安心して便利に暮らすためには、医療・福祉・商業などのサービスを利用しやすい環境が必要である。
- ・ 地域の実情に即した移動環境の整備や生活空間の利便性の向上を図る必要がある。
- ・ バリアフリー整備は、全てを同時に進めることは不可能であることから、優先順位をつけて、引き続き、計画的に進めることが重要である。

【基本目標3】 共に支え合う地域社会づくり

基本施策（1）市民の主体的な地域活動への支援

- ・ 地域で活動するさまざまな団体が連携・協働して福祉のまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 地域づくりは、一部の人の負担とするものではなく、誰もが主体的に関わることが望まれる。
- ・ 行政は、地域づくりに関わる個人、団体などの活動に対して、支援の充実を図る必要がある。
- ・ 地域住民が交流・活動する場を整備するために、既存施設の活用等も検討する必要がある。

基本施策（2）共に支え合う地域ネットワークづくり

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複合的な課題や行政の福祉サービスの対象とならない様々な福祉課題・生活課題を地域で解決できるよう、多機関が連携して包括的に受け止める体制を構築していく必要がある。
- ・ 効果的に地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会や地域関係機関、団体等がネットワークを形成するなど、効果的に社会資源の連携・活用を図る必要がある。

4 計画の推進に関する意見

計画の推進にあたっては、計画に位置付けられている施策・取組が、保健・福祉・市民協働・都市形成・教育等、多分野にわたることから、行政内部の連携をより一層深め、総合的・一体的に福祉に資する事業を推進するとともに、県や市社会福祉協議会の策定する計画とも連携を図り、各施策・取組を推進する必要がある。併せて、市民・事業者・行政が連携・協働することが必要不可欠であり、市民や事業者等がそれぞれの役割を認識し、特性を活かし、主体的に関わることが重要であることから、それぞれに望まれる活動についてもわかりやすい表現や内容で示す必要がある。

さらに、計画の進行管理にあたっては、計上取組の中から、各施策の代表的なものや効果的なものについて、計画期間内における数値目標を設定して計画的に取り組み、その進捗状況を市民にわかりやすく示すとともに、計画の評価・検証にあたっては、施策・取組の達成状況の確認や分析・評価を的確に行うため、地域福祉の推進に関わる様々な分野の委員で構成する当審議会へも報告いただき、あらゆる視点から評価・検証を行い、実効性のある計画とする必要がある。

すべての市民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができる社会を目指し、地域住民や団体、事業者等を含め、全市一丸となって福祉のまちづくりを進めることができるよう、行政には、全力で取り組んでもらうことを期待するとともに、当審議会としても、本市の地域福祉の確実な推進に向け、今後も連携・協力していく。

社会福祉審議会開催経過

【全体会】

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成29年 7月18日 | ・宇都宮市社会福祉審議会委員改選に伴う委員長の選出及び各種委員の所属専門分科会の指名等について |
| 第2回 | 平成30年 3月14日 | ・平成29年度専門分科会の調査審議結果等について ほか |

【地域福祉専門分科会】

| 回 | 開催日 | 審議内容 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成29年 7月28日 | ・計画の基本理念・基本目標の設定について |
| 第2回 | 平成29年10月31日 | ・地域ブロック別市民意見交換会の結果について ・計画の骨子及び性格について ・計画の施策体系について |
| 第3回 | 平成30年 1月15日 | ・成果指標について ・計画の計上取組について ・計画（素案）の策定について |
| 第4回 | 平成30年 2月21日 | ・計画策定に係る提言について |

4 策定経過

| 月日 | 審議会等 | 主な内容 |
|-----------------------|---|--|
| 【平成 29 年】 6 月 6 日 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 公募委員選考 | ・公募委員（1 名）決定 |
| 7 月 5 日 | 第 1 回宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進委員会（庁内） | ・基本理念・基本目標の設定について |
| 7 月 18 日 | 第 1 回 社会福祉審議会全体会 | ・宇都宮市社会福祉審議会委員改選に 伴う委員長の選出及び各種委員の 所属専門分科会の指名等について |
| 7 月 31 日～ 8 月 9 日 | 地域ブロック別市民意見交換会の実施 | ・市内 5 箇所で市民意見交換会を開催 |
| 7 月 28 日 | 第 1 回 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | ・計画の基本理念・基本目標の設定に ついて |
| 9 月 28 日 | 第 2 回宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進委員会（庁内） | ・地域ブロック別市民意見交換会の 結果について ・計画の骨子及び性格について ・計画の施策体系について |
| 10 月 31 日 | 第 2 回 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | ・地域ブロック別市民意見交換会の 結果について ・計画の骨子及び性格について ・計画の施策体系について |
| 12 月 26 日 | 第 3 回宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進委員会（庁内） | ・成果指標について ・計画の計上取組について ・計画（素案）の策定について |
| 【平成 30 年】 1 月 15 日 | 第 3 回 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | ・成果指標について ・計画の計上取組について ・計画（素案）の策定について |
| 2 月 8 日～ 2 月 28 日 | パブリックコメントの実施 | ・計画（素案）を公表し、意見を募集 |
| 2 月 21 日 | 第 4 回 社会福祉審議会地域福祉専門分科会 | ・計画策定に係る提言について |
| 3 月 14 日 | 第 2 回 社会福祉審議会全体会 | ・平成 29 年度専門分科会の調査審議 結果等について |
| 3 月 22 日 | 提言書の提出 | ・社会福祉審議会から市長へ提言書を 提出 |
| 3 月 28 日 | 庁議 | ・計画策定 |

5 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例

平成12年3月24日

条例第18号

改正 平成25年3月第25号

平成25年3月第32号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進（第7条—第12条）

第3章 市民福祉の増進（第13条—第16条）

第4章 公共的施設の整備（第17条—第27条）

第5章 公共交通手段及び住環境の整備（第28条・第29条）

第6章 委任（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが相互に協力及び連携をして、笑顔でことばを交わし、健康でいきいきと暮らせるやさしさをはぐくむ福祉のまちづくり（以下「福祉のまちづくり」という。）を推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける者をいう。
- (2) 公共的施設 病院、劇場、百貨店、ホテル、集会場、公共交通機関の施設、道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第9号に規定する特定道路を除く。）、公園（同法第2条第13号に規定する特定公園施設を除く。）その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの及びこれらに付帯する施設をいう。
- (3) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車をいう。

（平25条例25・平25条例32・一部改正）

（市民の責務）

第3条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、それぞれが相互に協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員として、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関する活動、公共的施設の整備その他の福祉のまちづくりの推進について、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するよう努めるものとする。

3 市は、この条例の趣旨にのっとり、自ら所有し、又は管理する公共的施設について、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に供するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民、事業者及び市の協力及び連携)

第6条 市民、事業者及び市は、それぞれが相互に協力及び連携をし、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力及び連携をして、福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策の推進

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるよう保健福祉に関する効果的なサービスの提供が図れるものでなければならない。

(意識の高揚)

第8条 市は、市民及び事業者が自主的に福祉のまちづくりに関する活動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(福祉に関する教育の充実)

第9条 市は、高齢者、障害者等に対する思いやりのある福祉の心をはぐくむため、福祉に関する教育の充実に努めるものとする。

(生涯学習の機会の確保)

第10条 市は、高齢者、障害者等が生きがいを持って、豊かな生活を送ることができるよう生涯学習の機会の確保に努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(表彰)

第12条 市長は、福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあると認められる者又は福祉のまちづくりの模範となる優良な事例に係るものに対し、宇都宮市表彰条例（平成12年条例第7号）の規定により、表彰するものとする。

第3章 市民福祉の増進

(健康の保持及び増進)

第13条 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康の保持及び増進に努めるものとする。

2 事業者は、その事業のために雇用している者の健康の保持及び増進に努めるものとする。

3 市は、市民が健康に関する意識を高め、健康の保持及び増進に努めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(児童の健全育成)

第14条 市民は、児童が心身ともに健やかに育つよう子育てに関する家庭環境を整備するとともに、地域における子育ての支援に努めるものとする。

2 事業者は、児童が心身ともに健やかに育つようその事業のために雇用している者の子育て及び地域における子育ての支援に努めるものとする。

3 市は、児童が心身ともに健やかに育ち、幸せな生活が送れるよう必要な施策を講ずるものとする。

(就業機会の確保)

第15条 事業者は、高齢者及び障害者の就業機会の確保に努めるとともに、その雇用する高齢者及び障害者に係る職場環境の整備に努めるものとする。

2 市は、高齢者及び障害者がある意欲と能力に応じて就業する機会が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加及び支援)

第16条 市民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が行う福祉のまちづくりに関するボランティア活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 公共的施設の整備

(整備基準)

第17条 市長は、公共的施設の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できるよう必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の市長が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定めるものとする。

(整備基準の遵守)

第18条 公共的施設の新設又は改修（建築物にあつては、増築、改築、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替えをいい、用途の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者（改修により、公共的施設に該当することとなる当該施設の改修をしようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該施設を利用できる場合、当該施設における地形、構造等の状況から整備基準による新設又は改修が著しく困難である場合その他これらに準ずる場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(既存の公共的施設の整備)

第19条 この章の規定の施行の際、現に存する公共的施設を所有し、若しくは管理する者、又は現に公共的施設の新設若しくは改修を行っている者は、当該施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持保全)

第20条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

(事前協議)

第21条 公共的施設のうち規則で定める種類及び規模に該当する施設（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（改修により、特定施設に該当することとなる当該施設の改修を含む。以下同じ。）をしようとする者は、整備基準に係る当該施設の構造及び設備について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の協議（以下「事前協議」という。）は、特定施設の区分に応じ、規則で定める日までに開始しなければならない。
- 3 市長は、事前協議に係る特定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための措置の確保を図るため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第22条 事前協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第23条 市長は、前条の届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、前条の届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(適合証の交付)

第24条 市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していると認めるときは、第22条の届出をした者に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付する。

2 前項に定める場合を除くほか、公共的施設の所有者等は、当該施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、適合証の交付を請求することができる。

3 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に係る公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付する。

(勧告)

第25条 市長は、第21条第2項の規則で定める日までに事前協議を行わずに特定施設の新設又は改修に着手した者に対して、直ちに当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、事前協議を行った者が当該協議に係る特定施設の新設又は改修を行った場合において、工事の内容が当該協議と異なり、かつ、当該施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該協議の内容に従った工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第26条 前条の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、宇都宮市行政手続条例（平成8年条例第41号）第35条の規定により、その事実等を公表するものとする。

(立入調査等)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置し、若しくは管理する者又は新設し、若しくは改修しようとする者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該施設若しくはその工事現場に立ち入らせ、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 公共交通手段及び住環境の整備

(公共交通手段の整備)

第28条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう必要な整備に努めなければならない。

2 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等を運行するに当たり、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に当該車両等を利用できるよう案内標示設備の設置その他の必要な整備に努めなければならない。

(住環境の整備)

第29条 市民は、その所有する住宅について、当該住宅に居住する高齢者、障害者等が当該住宅を安全かつ円滑に使用できるよう配慮し、構造及び整備に関する必要な整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第6章 委任

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第4章及び第5章の規定は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。